2.　公企労働者の取り組み

【地方公営企業の責任と役割の発揮】

1.　地方公営企業職場で働くことの責任と役割を発揮し、質の高い公共サービスを持続して提供するための中長期的な政策や展望について、事業を担う労働者の視点から議論の活性化をはかり、課題解決にむけ各省庁へ働きかけます。

2.　ライフライン事業がめざす「安心・安全・安定」の良質な公共サービスを実践するため、中長期の経営計画について労働組合との事前協議を事業管理者に求め、業務量に応じた適正な定数配置と災害時や緊急対応などを考慮した人員配置の取り組みを強化します。

3.　施設の老朽化による改修・更新、耐震化対策等を推進するため、国庫補助および交付金制度の拡充を行うとともに、より多くの事業体が利用できる制度を検討するよう、各省庁に求めます。また、総務省に対して、事業の規模等により高料金とならざるを得ない事業体への対策として、地方財政措置の拡大を求めます。

4.　政府による「公的サービスの産業化・外部化」の強引な推進に対して、持続的で質の高い公共サービスを提供するため、本来地方自治体が担うべき公的責任の放棄につながらないよう、以下のことに取り組みます。

　①　ＰＰＰ／ＰＦＩや、新たな官民連携方式ウォーターＰＰＰ【83】(管理・更新一体マネジメントの後コンセッションに移行する方式）は、長期間におよび利潤追求の民間企業に運営を委ねることにより、自治体の関与が希薄となり人材や技術力も失われていくことや、倒産や危機管理対応などのリスクが増えること、料金高騰やサービスの悪化を招く恐れがあることから、「安心・安全・安定」の良質な公共サービスを守るため導入に反対する取り組みを強化します。

　②　事業を取り巻く環境やそれぞれの公共サービスの目的を鑑みずに事業譲渡や廃止、統合が行われないよう必要な対策に取り組みます。

　③　料金の適正化を求めるとともに人員確保、技術継承や人材育成手法の確立を求めます。

　④　広域化や官民連携に関しては、検討段階から十分な労使協議と、議会や住民への説明責任を事業管理者へ求めます。

　⑤　「水」の公的機関の必要性を広く伝えるため、国連が定めた「３・22世界水の日」など、国際公務労連加盟組合日本協議会（ＰＳＩ－ＪＣ）と連携した取り組みを行います。

5.　全国の災害対応の課題を共有化し、「ライフラインのための危機管理指針（改訂版）」を活用して、各事業体で策定された災害対応マニュアルなどを労働者の視点で精査し改善を求めます。

【組織の強化と拡大】

6.　組織強化のため、公企評組織が未結成の単組については、基本単組・県本部と連携して単組や評議会の結成をめざします。また、公企評がない県本部や活動が低下している県本部については、地連と連携した取り組みを行い、設立や活性化をめざします。

7.　公営企業職場で働く新規採用職員組織化100％、再任用職員や会計年度任用職員の組合加入、ライフラインに関わる民間労働者の組織化にむけた取り組みを進めます。

8.　じちろう共済（団体生命共済）への加入促進にむけ、評議会内における幹事会・集会において共済制度を周知し、加入拡大と組織化を一体のものとして、共済推進運動の底上げをはかります。

【公企労働者の権利の確立】

9.　公企労働者としての法適用や権利の理解、労働条件の改善や権利の拡大、事前協議や労使交渉による協約締結など、「公営企業労働者の権利Ｑ＆Ａ（全面改訂版）」を活用した学習会を、地連や県本部で開催します。さらに、公営企業に精通した活動家育成を最重要課題と位置づけ、「さきがけ公企塾」を開催します。

【安全で快適な職場環境の確立】

10. 公企職場において、労働環境を守り、事故を防ぐため、労働安全衛生活動の活性化を進めます。また、非正規労働者や民間労働者を含むすべての労働者の参画による労働安全衛生活動をめざして取り組みます。

【現業・公企統一闘争の推進】

11. 現業・公企統一闘争を制度・政策要求・人員確保や予算要求のたたかいなどと結合させて取り組みます。産別闘争として一層の前進をはかるため、協約締結権を最大限に発揮し、要求－交渉－妥結サイクルの確立とすべての単組・組合員が結集する闘争として取り組みます。

【循環型社会の推進】

12. 「水循環基本法」の理念を踏まえ、流域での水循環の取り組みについて情報交換に努めます。

13. 「自治労水週間」では、公営によるサービス提供の重要性を直接住民に訴えるとともに、１県１行動を基本に各県本部の積極的な取り組みを進めます。また、水週間の期間である８月１日「水の日」の周知に努めます。

14. 循環型社会をめざし、施設や資源を有効活用して得られた自然（クリーン）エネルギーの地産地消による地域分散型再生可能エネルギー政策の推進を働きかけます。

【水道部門の取り組み】

15. 水道行政については2024年４月から水道整備・管理行政の全般は国土交通省が、水道水質基準の策定等は環境省の所管となります。移管後も安定した事業推進を行えるように、必要な予算について確保するとともに、補助金（率）等の増額や申請する要件についても有効に活用できるよう、引き続き省庁要請を行います。

16. 水道事業の基盤強化については、まず個々の事業体での基盤強化を前提とし、都道府県が策定する「水道基盤強化計画」に、水道事業で働く労働者や住民の意見を反映する取り組みを進めます。また、事業実施に必要な人員の確保に取り組みます。

17. 官民連携では、最終の責任は自治体・事業体が負うことから、その責任を担うための技術継承や人員確保に取り組みます。また、水道事業の広域化については、単に事業統合を行うのではなく、水循環基本法の流域管理という視点から取り組みを進めます。

【下水道部門の取り組み】

18. 2024年４月からの水道行政の移管について、災害時における対応や指揮命令など含め、安定した事業推進のため、必要な予算が確実に確保されるよう省庁要請を引き続き行います。

19. 持続的な水循環をめざして、地域に適合した汚水処理を進めることを求めます。また、下水道事業の広域化にあたっては、環境保全の視点から、総合的汚水処理手法となるよう取り組みを進めます。

20. 浸水災害について、流域治水【84】の視点で設備や施設の管理手法とさまざまなステークホルダーとの協働などの課題の共有化に努めます。

【ガス部門の取り組み】

21. 都市ガスが地域の環境政策や防災等のまちづくり事業に大きく貢献していることをアピールし、安易な改革論による民営化・民間譲渡をさせないよう取り組みます。

22. 小売自由化による競争が進む中、経営の自由度が制限される公営ガス事業の課題を共有し、他の公営ガス労組と共闘するとともに、ガス職場の連携強化と事業運営のあり方について議論を深めます。

【県公企部門の取り組み】

23. 公営電気事業は、長期間にわたる施設整備と投資の回収が必要なため、安定した事業経営のための制度・政策改善をはかるよう、関係省庁に働きかけます。

24. 工業用水道事業は、地域産業において安定的な操業環境を確保するための常時給水が必要であることから、経営環境の改善や人員確保の必要性を関係省庁へ働きかけます。